第43回定時株主総会
招集ご通知

日　時　2020年６月26日（金曜日）
午前10時　開会
（午前９時　受付開始）

場　所　群馬県高崎市栄町１番１号
株式会社ヤマダ電機
本社 12階 コンベンションホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　吸収分割契約承認の件
第３号議案　定款一部変更の件
第４号議案　取締役10名選任の件
第５号議案　監査役２名選任の件

新型コロナウイルス感染症が広まっております。
本株主総会会場におきましては、開催日現在の状況に応じて、係員のマスク着用やアルコール消毒液の設置など、感染予防措置を講じてまいりますが、株主様におかれましては、事前の議決権行使をお願いすると共に、感染の回避のため当日のご来場については、慎重な判断をお願い申し上げます。

本株主総会では、お土産のご用意はございませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目　次

招集ご通知
第43回定時株主総会招集ご通知 …… 1

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件 …… 5
第２号議案　吸収分割契約承認の件 …… 6
第３号議案　定款一部変更の件 …… 11
第４号議案　取締役10名選任の件 …… 13
第５号議案　監査役２名選任の件 …… 20

招集通知提供書面

事業報告
１．企業集団の現況 …… 23
２．会社の現況 …… 33

連結計算書類 …… 39

連結計算書類に係る監査報告 …… 41

計算書類 …… 44

計算書類に係る監査報告 …… 46

YAMADA

証券コード　9831

証券コード　9831
2020年５月29日

株　主　各　位

群馬県高崎市栄町１番１号
株式会社　ヤマダ電機
代表取締役社長　三　嶋　恒　夫

第43回定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第43回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2020年６月25日（木曜日）午後６時までに以下のいずれかの方法により議決権を行使されますようお願い申し上げます。

【書面(郵送)による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご送付ください。

【インターネットによる議決権の行使】

所定の議決権行使ウェブサイトにパソコンでアクセスし、上記の行使期限までに賛否をご登録ください。詳細につきましては４頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

新型コロナウイルス感染症が広まっている状況を踏まえまして、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、株主様には可能な限り書面(郵送)またはインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げると共に、株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスク着用などの対策のご検討をお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月26日（金曜日）午前10時 （受付開始 午前９時）
２．場　　所　群馬県高崎市栄町１番１号
本社　12階　コンベンションホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項　1．第43期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2．第43期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　吸収分割契約承認の件
第３号議案　定款一部変更の件
第４号議案　取締役10名選任の件
第５号議案　監査役２名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

① 事業報告の「新株予約権等の状況」
② 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
④ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、監査役が監査した事業報告は、本招集ご通知に記載された内容と、この①と②で構成されております。監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載された内容と、この③と④で構成されております。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト　**https://www.yamada-denki.jp/**

議決権行使についてのご案内

新型コロナウイルス感染症が広まっておりますので、株主総会へのご出席に際しましては、ご自身の体調を確認の上、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、感染防止のための措置を講じる場合があります。何卒ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、**新型コロナウイルス感染症の広まり等の諸事情により、当日ご出席いただけない場合は、書面（郵送）またはインターネットにより議決権をご行使いただくことができます**ので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2020年６月25日（木曜日）午後６時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権は、以下の３つの方法により行使いただくことができます。

・株主総会にご出席される場合　（体調不良と思われる株主様の入場をお断りする場合があります。）



同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。

日 時　**2020年 6 月26日（金曜日）**

午前10時（受付開始：午前９時）

・書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限　**2020年 6 月25日（木曜日）**

午後６時 到着分まで

・インターネットで議決権を行使される場合　（詳しくは、次項をご確認ください）



パソコンから議決権行使サイト　**https://soukai.mizuho-tb.co.jp/**　にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限　**2020年 6 月25日（木曜日）**

午後６時 入力完了分まで

【インターネットによる議決権行使のご案内】

1．インターネットによる議決権行使について

⑴　書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記ＵＲＬ）より議決権のご行使が可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。
なお、パスワードは、初回ログインの際に変更していただく必要があります。

https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

⑵　議決権の行使期限は2020年６月25日（木曜日）午後６時までであり、同時刻までにご入力を終える必要があります。お早めにご行使をお願いいたします。

⑶　議決権を議決権行使書面とインターネットの双方でご行使された場合は、インターネットによるご行使を有効とします。インターネットにより複数回ご行使された場合は、最後にご行使いただいたものを有効とします。

⑷　議決権行使コード及びパスワード（株主様が変更されたものを含みます）は、今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。

⑸　インターネット接続・利用に関する費用は、株主様のご負担となります。

【 ご注意 】

・パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。
なお、パスワードを当社（株主名簿管理人）よりおたずねすることはありません。
・パスワードは、一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続きください。
・「議決権行使ウェブサイト」は、一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

2．お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である **みずほ信託銀行 証券代行部**（下記）までお問い合わせください。

⑴　「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル　**0120-768-524**　（ 平日 9:00～21:00 ）

⑵　上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル　**0120-288-324**　（ 平日 9:00～17:00 ）

≪ ご参考 ≫

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は株主の皆様への配当の安定性と継続性、将来における持続的な企業価値の向上や経営基盤の強化による安定した成長、財政状況や当期の業績及び今後の事業展開等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

（１）配当財産の種類
金銭

（２）株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金10円　　総額　8,804,510,180円

（３）剰余金の配当が効力を生じる日
2020年６月29日

第２号議案　吸収分割契約承認の件

１．吸収分割を行う理由

当社グループは、経営理念に「創造と挑戦」「感謝と信頼」を掲げ、企業としてのたゆまぬ成長と発展を目指して歩むなかで、持続可能な会社づくりに力を注いで参りました。しかしながら近年、当社グループを取り巻く事業環境は急速に変化しております。

当社グループが属する家電流通業界は、生活防衛意識の高まりによる消費者の節約志向は根強く、業種・業態を超えた競争の激化により、たいへん厳しい状況が続いております。また、人手不足による人件費の上昇や物流費の上昇等は、コストが増加傾向にあり、少子高齢化・人口減が進む日本において、社会的な課題として顕在化しはじめております。

この様に、めまぐるしく環境が変化し、不透明感が増すなかで、これまでの概念にとらわれない、将来を見据えた革新的な経営が当社グループに求められていると認識しております。

当社グループは、こうした激動の変化に対応するうえで最も重要なのは、「企業自らが変化していくこと」と考えております。そのため、当社グループは、近年、「既存ビジネスの強化」に加えて「新市場の開拓」を目標に掲げ、家電をコアに生活インフラとしての「暮らしまるごと」をコンセプトに、家電から快適住空間までトータルコーディネートを提案する「住まいる館」を中心とした構造改革を推進し、各種事業価値の向上に取り組んでいます。

これらの改革をさらに推進し、企業価値の向上と、持続可能な社会づくりに貢献するためには、持株会社体制に移行することが最適と判断いたしました。

持株会社は、親会社として、経営の管理・監督、当社グループの持続的成長、発展のための経営戦略の企画・立案をはじめとした総合的な統制に特化することで、今まで以上にグループガバナンスの強化を図り、業務提携、資本提携、Ｍ＆Ａ等の事業再編を迅速に行ってまいります。また、各事業会社は、事業責任が明確化された新体制においてそれぞれの事業の業務執行に専念することで、当社グループ全体の経営効率の向上を図り、さらなる企業価値向上を実現してまいります。

当社は、2020年10月1日（予定）を効力発生日として、当社が営む「家電・情報家電等の販売及び住まいに関する商品販売事業」を、当社の100％子会社である株式会社ヤマダ電機分割準備会社（以下「承継会社」といいます。）に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うこととし、2020年4月13日付で、承継会社との間で吸収分割契約を締結いたしました。

本議案は、本吸収分割に係る当社と承継会社の間の吸収分割契約についてのご承認をお願いするものであります。

２．吸収分割契約の内容の概要

承継会社と締結した吸収分割契約書の内容は次のとおりであります。

吸収分割契約書（写）

株式会社ヤマダ電機（以下「甲」という。）と株式会社ヤマダ電機分割準備会社（以下「乙」という。）は、甲がその事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（吸収分割）

１．甲は、本契約の定めるところに従って、吸収分割の方法により、甲がその家電・情報家電等の販売及び住まいに関する商品販売事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務の一部を乙に対して承継させ、乙は、これを承継する。

２．甲から乙に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法による。

第２条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲（吸収分割会社）　：商号　株式会社ヤマダ電機
住所　群馬県高崎市栄町１番１号

乙（吸収分割承継会社）　：商号　株式会社ヤマダ電機分割準備会社
住所　群馬県高崎市栄町１番１号

第３条（効力発生日）

本件吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2020年10月1日とする。ただし、分割手続の進行に応じ、必要あるときは、甲及び乙が協議して会社法第790条第１項に基づきこれを変更することができる。

第４条（承継する権利義務に関する事項）

乙が本件吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約、雇用契約その他の権利義務は、別紙の承継権利義務明細表に記載のとおりとする。

第５条（分割対価の交付）

乙は、本件吸収分割に際し、甲が前条に基づき承継する権利義務の対価を支払わない。

第６条（吸収分割承認総会）

甲は、2020年10月1日までに、株主総会を開催し、本契約及び本件吸収分割に必要な事項に関する承認を求めるものとする。乙は、本件吸収分割が会社法第796条第１項に規定する略式吸収分割に該当するため、株主総会の承認決議を経ずに本件吸収分割を行うものとし、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続きを行う。ただし、分割手続の進行上、必要あるときは、甲乙協議のうえ、日程を変更することができる。

第７条（競業避止義務）

甲は、本件吸収分割の効力発生後、本件事業に関する競業避止義務を負わない。

第８条（吸収分割契約の変更及び解除）

本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の資産又は経営状態に重大な変更を生じたとき若しくはそれらに隠れた重大な瑕疵が発見されたときその他甲及び乙のいずれかが必要と認めるときには、甲乙協議の上、本件吸収分割条件の全部又は一部を変更し、又は本契約の全部又は一部を解除することができる。

第９条（本契約の効力）

2020年10月1日までに第６条に定める甲の株主総会における本契約の承認並びに関連法令に基づき要求される監督官庁等の承認を得られない場合、甲または乙は、相手方に通知して本契約を解除できる。

第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件吸収分割に関して必要な事項については、本契約の趣旨に従って甲乙それぞれが誠実に協議して定める。

2020年4月13日

本契約成立を証するため、本契約書を２通作成し、甲乙が１通ずつ所持する。

（甲）　株式会社ヤマダ電機
代表取締役社長　三嶋　恒夫　㊞

（乙）　株式会社ヤマダ電機分割準備会社
代表取締役社長　三嶋　恒夫　㊞

別紙

承継権利義務明細表

効力発生日において、本件吸収分割により、吸収分割承継会社が承継する権利義務は、以下のとおりとする。承継する権利義務のうち資産及び負債の評価については、2020年3月31日現在の貸借対照表を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1．承継する資産

本件事業に係る流動資産、固定資産。

2．承継する負債

本件事業に係る流動負債、固定負債。

3．承継する雇用契約等

本件事業に主として従事する当社の従業員（正社員、契約社員、パート、アルバイトのほか、内定者（本件事業に主として従事することが予定されている者）を含む。）との雇用契約及びこれに付随する一切の権利義務は、本件吸収分割によっては、乙に承継されないものとする。

甲は、本件吸収分割の効力発生日において本件事業に従事する甲の従業員の一部を、甲に在籍させたまま乙に出向させ、以降、乙において本件事業に従事させるものとする。

4．承継するその他の権利義務

（1）雇用契約以外の契約

本件事業に関する業務委託契約、賃貸借契約、労働者派遣契約等その他の契約上の地位及びこれに付随する権利義務。ただし、次の権利義務を除く。

・乙に承継されない資産に係る契約に基づく契約上の地位及び権利義務。
・契約締結主体の法人格が変わることが認められないもの。
・契約上の地位移転が当該契約上禁止されているもの。

（2）許認可等

本件事業に関連する一切の許可、認可、承認、登録等のうち、法令上承継が可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるもの、許認可等の再取得が必要なもののうち、本件吸収分割の効力発生日までに当該許認可等の再取得が完了できなかったものを除く。

以上

3．会社法施行規則第183条各号に定める内容の概要

（1）対価の相当性に関する事項

本吸収分割に際して、承継会社から当社に対し、承継対象権利義務に代わる金銭等の交付を行う予定はありません。これは、承継会社が当社の完全子会社であり、承継会社から当社に対して対価を交付する必要性が認められないためであり、本吸収分割による対価を無対価とすることは相当であると判断しております。

また、以上により、本吸収分割に際して承継会社の資本金及び資本準備金の額は変動いたしません。

（2）承継会社の計算書類等の内容

承継会社は、2020年4月1日に成立した会社であるため、最終事業年度はありません。同社の成立の日における貸借対照表は、以下のとおりです。

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	100	流動負債	－
固定資産	－	固定負債	－
		負債合計	－
		純資産の部	
		資本金	100
		資本準備金	－
		純資産合計	100
資産合計	100	負債及び純資産合計	100

（3）承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象に関する事項

該当事項はございません。

（4）当社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象に関する事項

該当事項はございません。

第３号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

第２号議案に記載のとおり、当社は、持株会社体制に移行する予定であります。これに伴い、本議案は、当社の商号（現行定款第１条）及び当社の事業目的（現行定款第２条）を変更することの承認をお願いするものです。また、併せて、取締役会における審議の充実を図るため、取締役の員数（現行定款第20条）並びに代表取締役及び役付取締役（現行定款第23条）の定款規定の一部を変更することについてご承認をお願いするものであります。

なお、これらの変更は、第２号議案が原案どおり承認可決されること及び本吸収分割の効力発生を条件として、本吸収分割の効力発生日に変更の効力を生ずるものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総則	第１章　総則
（商号） 第１条　当会社は、株式会社ヤマダ電機と称し、英文ではＹＡＭＡＤＡ　ＤＥＮＫＩ　ＣＯ．，ＬＴＤ．と表示する。	（商号） 第１条　当会社は、株式会社ヤマダホールディングスと称し、英文ではＹＡＭＡＤＡ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ　ＣＯ．，ＬＴＤ．と表示する。
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	（目的） 第２条　当会社は、次の各号に掲げる事業を営むこと、並びに次の各号に掲げる事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。
１．～34.　（条文省略）	１．～34.　（現行どおり）
第３条～第19条（条文省略）	第３条～第19条（現行どおり）
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（員数） 第20条　当会社の取締役は、17名以内とする。	（員数） 第20条　当会社の取締役は、11名以内とする。
第21条～第22条（条文省略）	第21条～第22条（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
（代表取締役および役付取締役） 第23条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。また必要に応じ、取締役会の決議により、更に代表取締役を定めることができ、各自会社を代表するものとする。 ②　取締役会は、その決議によって取締役社長１名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	（代表取締役および役付取締役） 第23条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。また必要に応じ、取締役会の決議により、更に代表取締役を定めることができ、各自会社を代表するものとする。 ②　取締役会は、その決議によって取締役社長１名を選定する。
第24条～第45条（条文省略）	第24条～第45条（現行どおり）
（新設）	附則 第１条、第２条、第20条、第23条の変更は、2020年10月1日をもって効力が生じるものとする。なお、本附則は、効力発生日をもってこれを削除するものとする。

第４号議案　取締役10名選任の件

取締役全員（14名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会における審議の充実を図るため、減員し、新任の候補者２名を含む取締役10名（うち社外取締役２名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社における地位	
1	山田（やまだ）　昇（のぼる）	代表取締役会長	再任
2	三嶋（みしま）　恒夫（つねお）	代表取締役社長 兼 代表執行役員COO	再任
3	小林（こばやし）　辰夫（たつお）	取締役 兼 執行役員常務	再任
4	上野（うえの）　善紀（よしのり）	取締役 兼 執行役員常務	再任
5	小暮（こぐれ）　めぐ美（み）	取締役 兼 上席執行役員	再任
6	福井（ふくい）　章（あきら）	取締役 兼 上席執行役員	再任
7	福田（ふくだ）　貴之（たかゆき）	取締役 兼 上席執行役員	再任
8	村澤（むらさわ）　圧司（あつし）	執行役員	新任
9	得平（とくひら）　司（つかさ）	取締役	再任　社外　独立
10	光成（みつなり）　美樹（みき）	―	新任　社外　独立

候補者番号
1

山田（やまだ）　昇（のぼる）（1943年２月11日生）

所有する当社の株式数……28,924,520株
在任年数……37年

再任

［略歴、当社における地位及び担当］

1983年９月　当社代表取締役社長
2008年６月　当社代表取締役会長 兼 代表執行役員ＣＥＯ
2013年６月　当社代表取締役社長 兼 代表執行役員ＣＥＯ
2016年４月　当社代表取締役会長 兼 取締役会議長
2019年６月　当社代表取締役会長（現任）

［重要な兼職の状況］

株式会社テックプランニング 代表取締役会長

取締役候補者とした理由

山田 昇 氏は、株式会社ヤマダ電機の創業者として企業経営・事業戦略・Ｍ＆Ａ等に関する豊富な知識、経験を有しています。当社の経営判断・意思決定の過程において、同氏の助言を当社のさらなる成長に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号
2

三嶋（みしま）　恒夫（つねお）（1959年９月10日生）

所有する当社の株式数……5,200株
在任年数……２年

再任

［略歴、当社における地位及び担当］

1989年12月　株式会社サンキュー高島屋（現 株式会社サンキュー）入社
2000年４月　同社取締役
2012年10月　同社代表取締役社長
2015年４月　株式会社エディオン転籍
2015年６月　同社取締役 ＥＬＳ本部長
2015年12月　同社退社
2017年１月　当社入社
2017年６月　当社執行役員副社長
2018年６月　当社代表取締役社長 兼 代表執行役員ＣＯＯ（現任）

［重要な兼職の状況］

なし

取締役候補者とした理由

三嶋 恒夫 氏は、同業他社の取締役を経て、豊富な業務経験と経営全般、管理・運営業務に関する知見を有しています。2018年6月から代表取締役社長を務めており、当社のさらなる成長を牽引するために、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

3

小林　辰夫（こばやし　たつお）（1964年７月６日生）

所有する当社の株式数…… 12,200株
在任年数…… 12年

再任

［略歴、当社における地位及び担当］

2007年６月　当社常務執行役員 営業総合企画室長
2008年６月　当社取締役 兼 執行役員常務 営業本部営業統括部長
2013年６月　当社取締役 兼 上席執行役員 営業本部 営業推進事業部長 兼 第一営業事業部長
2014年６月　当社取締役 兼 上席執行役員 法人事業本部長
2016年６月　当社取締役 兼 執行役員常務 法人事業本部長
2017年９月　当社取締役 兼 執行役員専務 営業本部長
2018年６月　当社取締役 兼 執行役員常務 システム事業本部長
2019年１月　当社取締役 兼 執行役員常務 ＩＴ事業本部長 兼 インターネット事業部長
2020年４月　当社取締役 兼 執行役員常務 ＩＴ事業本部長（現任）

［重要な兼職の状況］

なし

取締役候補者とした理由

小林 辰夫 氏は、当社入社以来、営業部門を中心に豊富な業務知識と経験を有し、当社の成長に貢献してきました。2007年６月から当社執行役員を務めており、多部門にて当社グループ経営の実績を重ねていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

上野　善紀（うえの　よしのり）（1971年12月２日生）

所有する当社の株式数…… 2,284株
在任年数…… ４年

再任

［略歴、当社における地位及び担当］

2010年３月　株式会社ベスト電器 新中期経営計画推進室 次長
2014年４月　当社入社　当社営業本部 営業戦略室長
2016年４月　当社営業戦略本部長
2016年６月　当社取締役 兼 上席執行役員 営業戦略本部長 兼 住宅コラボ販売戦略室長
2018年４月　当社取締役 兼 執行役員常務 商品本部長
2019年10月　当社取締役 兼 執行役員常務 営業商品本部長（現任）

［重要な兼職の状況］

なし

取締役候補者とした理由

上野 善紀 氏は、営業戦略本部長等を経て、2016年６月から当社取締役を務めており、当社における豊富な業務経験及び営業戦略・マーケティングに関する知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号
5

小暮（こぐれ） めぐ美（み）（1976年10月18日生）

所有する当社の株式数…… 3,100株
在任年数…… 2年

再任

［略歴、当社における地位及び担当］

1997年４月　当社入社
2012年５月　当社部長 秘書室長
2017年５月　当社理事 秘書室長
2018年４月　当社執行役員 秘書室長 兼 人材開発室長
2018年６月　当社取締役 兼 上席執行役員 秘書室長 兼 人材開発室長
2019年４月　当社取締役 兼 上席執行役員 秘書室長 兼 人事総務本部長（現任）

［重要な兼職の状況］

なし

取締役候補者とした理由

小暮 めぐ美 氏は、店舗営業も長く経験し、2018年４月から当社執行役員を務めており、主に社員育成及び人事総務本部長として当社の人事改革に貢献していること、また、店舗経験を基に「女性の視点」を取締役会においても有し、強化するため引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号
6

福井（ふくい） 章（あきら）（1965年６月６日生）

所有する当社の株式数…… 700株
在任年数…… 2年

再任

［略歴、当社における地位及び担当］

2012年４月　株式会社みずほ銀行 津支店 支店長
2017年４月　同行退行
2017年５月　当社入社
2017年６月　当社執行役員 法人事業本部副本部長
2017年９月　当社執行役員常務 法人事業本部長
2018年４月　当社執行役員常務 セグメント事業本部 法人事業部長
2018年６月　当社取締役 兼 上席執行役員 営業本部 法人事業部長
2018年８月　当社取締役 兼 上席執行役員 管財本部長（現任）

［重要な兼職の状況］

株式会社ヤマダフィナンシャル 取締役
株式会社ヤマダファイナンスサービス 取締役

取締役候補者とした理由

福井 章 氏は、金融機関での業務経験や見識で、2017年６月から当社執行役員を務めており、法人事業部門、経理財務部門を中心に当社グループ経営の実績を重ねていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号
7

福田（ふくだ） 貴之（たかゆき）（1974年８月30日生）

所有する当社の株式数…… 1,700株
在任年数…… ４年

再任

［略歴、当社における地位及び担当］

2003年６月　当社法務相談室長
2009年４月　当社開発本部 店舗管理部 部長代理
2012年４月　当社理事 開発本部 店舗施工管理部長
2016年６月　当社取締役 兼 上席執行役員 開発本部 店舗施工管理部長
2018年４月　当社取締役 兼 上席執行役員 開発本部長 兼 店舗施工管理部長（現任）

［重要な兼職の状況］

なし

取締役候補者とした理由

福田 貴之 氏は、法務相談室長、店舗施工管理部長等を経て、2016年６月から当社取締役を務めており、当社における豊富な業務経験と管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号
8

村澤（むらさわ） 圧司（あつし）（1962年３月16日生）

所有する当社の株式数…… 100株
在任年数…… －年

新任

［略歴、当社における地位及び担当］

1984年４月　株式会社東芝 入社
2009年３月　東芝アメリカ家電社 社長
2010年４月　株式会社東芝 映像マーケティング 事業部長
2014年４月　東芝ライフスタイル株式会社 取締役副社長
2016年６月　東芝映像ソリューション株式会社 代表取締役社長
2018年６月　当社入社　当社執行役員 ＳＰＡ商品開発室長
2019年11月　当社執行役員 事業統括本部長 兼 ＳＰＡ商品事業部長（現任）

［重要な兼職の状況］

なし

取締役候補者とした理由

村澤 圧司 氏は、家電業界の取締役を経て、2018年６月から当社執行役員を務めており、経営全般及び管理・業務運営に関する豊富な知識を有していることから、新任の取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号
9

得平（とくひら）　司（つかさ）（1954年５月３日生）

所有する当社の株式数…… 12,900株
在任年数…… ６年

再任
社外
独立

［略歴、当社における地位及び担当］

1974年４月　株式会社販売能率増進本部 入社
1984年４月　同社指導部長
1987年２月　有限会社フィック 代表取締役社長（現任）
2007年７月　株式会社クロス 代表取締役社長（現任）
2014年６月　当社社外取締役（現任）

［重要な兼職の状況］

有限会社フィック 代表取締役社長
株式会社クロス 代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由

得平 司 氏は、長年にわたる流通業界指導者としての豊富な経験に基づき、当社の経営に対して有益なご意見やご指摘をいただけるものと判断したため、また、現在当社の社外取締役であり、十分にその職務を果たされていることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号
10

光成（みつなり）　美樹（みき）（1972年２月29日生）

所有する当社の株式数…… －株
在任年数…… －年

新任
社外
独立

［略歴、当社における地位及び担当］

1994年４月　東急不動産株式会社 入社
2001年２月　富士総合研究所株式会社（現 みずほ情報総研株式会社）入社
2011年９月　株式会社ＦＩＮＥＶ 代表取締役（現任）
2013年11月　経済産業省 産業構造審議会 産業技術環境分科会 産業環境対策小委員会 臨時委員（現任）
2015年２月　一般社団法人土地再生推進協会 代表理事（現任）
2020年３月　株式会社船井総研ホールディングス 社外取締役（現任）

［重要な兼職の状況］

株式会社ＦＩＮＥＶ 代表取締役
経済産業省 産業構造審議会 産業技術環境分科会 産業環境対策小委員会 臨時委員
一般社団法人土地再生推進協会 代表理事
株式会社船井総研ホールディングス 社外取締役

社外取締役候補者とした理由

光成 美樹 氏は、企業のＥＳＧ経営や不動産の環境問題、国内外の環境規制に関する専門知識があり、企業に対して環境ビジネスやリスク管理に関する調査やコンサルティング活動を行っております。当社の取締役会の多様性及び当社グループのＥＳＧを推進するために適任と判断し、新任の社外取締役候補者として選任をお願いするものです。

（注）１．各取締役候補者との特別の利害関係について

（１）取締役候補者 光成 美樹 氏は、株式会社ＦＩＮＥＶの代表取締役であります。当社は、株式会社ＦＩＮＥＶと2011年９月～2016年６月の期間、当社のＣＳＲに関するコンサルティング業務の取引関係がありましたが、同社との取引規模は当社連結売上高の0.001％未満、その４年10ヵ月間での取引額は1,000万円未満と僅少であり、それ以降の取引は発生していないため、特別の利害関係を生じさせる重要性はないものと考えております。

（２）その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．得平 司 氏、光成 美樹 氏の両名は、社外取締役候補者であります。

なお、当社は、得平 司 氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が取締役に再任され就任した場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。また、光成 美樹 氏が取締役に選任され就任した場合には、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員となる予定であります。

３．社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。

（１）社外取締役に就任してからの年数について

得平 司 氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって６年であります。

（２）会社またはその特定関係事業者との事実関係について

該当事項はありません。

（３）社外取締役との責任限定契約について

該当事項はありません。

第５号議案　監査役２名選任の件

監査役 飯村 北 氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、新たな候補者１名を含む監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 **1**

岡本　潤（おかもと　じゅん）（1956年４月28日生）

所有する当社の株式数…… 36,300株
在任年数…… －年

新任

［略歴、当社における地位］

2006年４月	当社社長室付顧問
2006年６月	当社取締役 兼 専務執行役員
2007年６月	当社取締役 兼 専務執行役員 経営企画室長
2012年４月	当社取締役 兼 執行役員副社長 経営企画室長 兼 Ｓ×Ｌ担当室長 兼 ＣＳＲ推進室長
2013年６月	当社取締役 兼 執行役員専務 経営企画室長 兼 Ｓ×Ｌ担当室長 兼 ＣＳＲ推進室長
2016年４月	当社取締役 兼 執行役員専務 経営企画室長 兼 ＣＳＲ推進室長
2019年10月	当社取締役 兼 執行役員専務 経営企画室長 兼 サステナビリティ推進室長
2020年４月	当社取締役 兼 執行役員専務（現任）

［重要な兼職の状況］

なし

監査役候補者とした理由

岡本 潤 氏は、2006年６月から当社取締役を務めており、豊富な業務経験と専門知識を有していることから、経営に対する適切な監督や的確な意見やアドバイスができると考え、監査役会の構成員として、他の監査役との情報の共有化を図り、取締役の職務の執行を監査する役割を果たされるものと期待できるため、新任の監査役候補者として選任をお願いするものです。

（注）１．監査役候補者 岡本 潤 氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．岡本 潤 氏は、現在取締役在任中でありますが、本総会終結の時をもって取締役を退任する予定です。

３．岡本 潤 氏は、2020年５月に開催される当社子会社の株式会社ベスト電器、コスモス・ベリーズ株式会社、株式会社マツヤデンキ、株式会社星電社、株式会社Project White、株式会社ワイズセレクト、株式会社九州テックランド、株式会社ヤマダファイナンスサービス、株式会社ヤマダフィナンシャル、株式会社ヤマダ環境資源開発ホールディングス、株式会社シー・アイ・シー、インバースネット株式会社、株式会社沖縄ヤマダ電機の定時株主総会において、監査役に就任する予定であります。

候補者番号

2

飯村（いいむら） 北（そむく）（1953年４月14日生）

所有する当社の株式数…… －株
在任年数…… ４年

再任

社外

独立

［略歴、当社における地位］

1986年４月　弁護士登録
1986年４月　枡田・江尻法律事務所 入所
1988年10月　米国 Rogers & Wells 法律事務所（現 Clifford Chance法律事務所）出向
1991年７月　枡田・江尻法律事務所 復帰
1992年１月　同所パートナー弁護士
2007年７月　西村あさひ法律事務所 入所　パートナー弁護士
2014年６月　マルハニチロ株式会社 社外取締役（現任）
2016年６月　当社社外監査役（現任）
2017年２月　株式会社不二越 社外監査役
2019年１月　弁護士法人西村あさひ法律事務所 入所
2020年１月　名取法律事務所 入所　シニアパートナー（現任）

［重要な兼職の状況］

マルハニチロ株式会社 社外取締役
名取法律事務所 シニアパートナー

社外監査役候補者とした理由

飯村 北 氏は、弁護士としての公正・中立の立場から、豊富な経験と優れた見識に基づき、異なる観点から経営に関するご意見をいただくことにより、当社のコーポレートガバナンス及び経営に貢献いただけると判断し、また、現在当社の社外監査役であり、十分にその職務を果たされていることから、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただけるものとし、引き続き社外監査役として選任をお願いするものです。

（注）１．監査役候補者 飯村 北 氏は、名取法律事務所のシニアパートナーを務めており、当社は、同法律事務所との間で、法律顧問契約の取引関係がありますが、その取引規模は当社連結売上高の0.0002％未満、同法律事務所の売上高１％未満と僅少であることから、特別の利害関係を生じさせる重要性はないと考えております。

２．飯村 北 氏は、社外監査役候補者であります。
なお、当社は、飯村 北 氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が監査役に再任され就任した場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。

３．飯村 北 氏は、2020年５月に開催される株式会社三陽商会の定時株主総会において、社外監査役に就任する予定であります。

４．社外監査役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。

（１）社外監査役に就任してからの年数について
飯村 北 氏が、当社の社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって４年であります。

（2）会社またはその特定関係事業者との事実関係について
該当事項はありません。
（3）社外監査役との責任限定契約について
該当事項はありません。

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

［国内外経済等の背景について］

当連結会計年度（2019年４月１日～2020年３月31日）における我が国経済は、頻発した自然災害や消費税及び地方消費税の税率引き上げ（以下「消費増税」）に伴う反動減の発生等による一時的な影響を受けつつも、政府による経済財政政策等を背景に、企業収益、雇用・所得環境の改善等により、景気は緩やかな回復基調で推移しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、先行きの不透明感から景気後退感が強まりました。世界経済は、米国の保護主義的な通商政策による貿易摩擦の長期化に伴う世界経済に与える影響や欧州における英国のＥＵ離脱問題、中国経済の減速、混乱の続く中東情勢、金融資本市場の変動影響、新型コロナウイルス感染症の影響等により、景気の先行きは極めて不透明な状況が続いています。

小売業界全体としては、消費増税に伴う駆け込み需要による一時的な盛り上がりは見せたものの、それに伴う反動減の発生や生活防衛意識の高まりによる消費者の節約志向は根強く、業種・業態を超えた競争の激化により、依然として厳しい状況が続いています。また、新型コロナウイルス感染症によるインバウンド需要の減少、各種イベントの中止や不要不急の外出自粛による大幅な来店客数の減少、消費動向の変化等により、深刻な状況となっております。さらに、人手不足による人件費、物流費の上昇等によりコストが増加傾向にあり、少子高齢化・人口減が進む日本において、中長期的な課題として顕在化しはじめています。加えて、消費者のライフスタイルの変化や購買行動の多様化が消費動向に影響を及ぼしており、顕著な取捨選択により短期的な買い替え需要が鈍化する業種がある一方、高額商品が伸びた業種がある等、めまぐるしく環境が変化し、不透明感が増すなかで、これまでの概念にとらわれない、将来を見据えた革新的な経営が更に求められています。

［家電流通業界について］

当社グループが属する家電流通業界においては、第３・第４四半期連結会計期間（2019年10月１日～2020年３月31日）は、消費増税に伴う反動減、電気通信事業法の一部を改正する法律の施行（施行日：10月１日）に伴う影響、自然災害（台風19号及び低気圧・台風21号による大雨）の発生、暖冬による影響、新型コロナウイルス感染症の影響等により、前年を下回りましたが、連結会計年度（2019年４月１日～2020年３月31日）につきましては、消費増税に伴う駆け込み需要があり、堅調に推移しました。

商品別には、家電エコポイントや地デジ化に伴う特需の反動減による長引く市場低迷が続いてきたテレビに底打ち感が見られ、買い替え需要や「新４Ｋ８Ｋ衛星放送」の開始に伴い４Ｋテレビや有機ＥＬテレビ等の高単価商品を中心に好調に推移しました。冷蔵庫・洗濯機につきましても買い替え需要に下支えられ高単価商品を中心に好調に推移しました。エアコン等の季節商品は、エアコンを中心に高機能・高単価商品による単価上昇が見られたものの、７月の長梅雨による低温多雨の影響や暖冬の影響により、低調に推移しました。携帯電話は、電気通信事業法の一部を

改正する法律の施行に伴う駆け込み需要が発生したものの、施行後の大幅な市場の縮小や５Ｇ（第５世代移動通信システム）の商用サービス開始に伴う買い控え等により、低調に推移しました。パソコン等のデジタル関連商品は、長らく伸び悩みが続いていましたが、2020年１月14日「Ｗｉｎｄｏｗｓ７」のサポート終了に伴う買い替えやテレワーク等の需要により、好調に推移しました。一方、ブロードバンドは、スマートフォンの普及に伴い、各通信キャリアから大容量データ通信プランが登場したことにより、市場の縮小の影響がありましたが、2020年３月につきましては、テレワーク需要等により、増加傾向に転じております。

［当社の取り組みについて］

このような家電市場を背景に、当社は、消費増税や東京オリンピック（2021年 夏に延期）後における個人消費の急激な鈍化が予測されるなか、対応するためにスピード感をもって家電事業強化としての新しい収益モデルへの改革を行い、その成果が前期より継続して表れております。なお、特に家電をコアに生活インフラとしての「暮らしまるごと」のコンセプトのもと各種事業で事業価値向上に取り組みました。ＳＰＡ商品の開発強化による収益力向上、リフォーム事業の基盤強化（工事体制及び営業体制の強化）による収益改善、家電と家具・インテリアを組み合わせた当社ならではの商品開発とシーン提案営業による販売力向上、そしてネット事業構築のスピード化での販売強化等に取り組みました。また家具・インテリアにつきましては、2019年12月に株式会社大塚家具（以下「大塚家具」）が子会社となり、当社と大塚家具とのコラボとして2020年２月７日に当社の都市型店舗「ＬＡＢＩ」４店舗に大塚家具の商品を導入、2020年３月６日には、大塚家具の有明本社ショールームにて家電展示販売を開始し、当社と同様に家電と家具・インテリアで暮らしをイメージした各種ルームシーンを設置しました。有明本社ショールームを皮切りに、大塚家具の各店舗に順次、家電の展示展開を行っていきます。

また、2020年３月24日に「暮らしまるごと」提案の強化として、住宅事業を営む株式会社レオハウスの株式取得（子会社化）に関する基本合意書の締結、2020年４月９日に譲渡契約の締結を行いました。

更に、ブランディング戦略として、「くらしをシアワセにする、ぜんぶ。」のＣＭ放送、チラシ掲載、自社ＨＰへの掲載等を行い、「暮らしまるごと」のイメージへの変更を行いました。

その他の取り組みとして、2019年10月より、ヤマダ電機（単体）を13の支社に分け、利益率改善を重視する支社長制度の導入を行いました。

このような取り組みにより、家電流通業界では、前述のとおり厳しい環境でありましたが、当社は、2020年１月までは、計画通りに進捗することができました。しかし、2020年２月以降につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上、仕入、売上総利益等に大きく影響が発生しました。

なお、かねてより検討しておりました資本構成の適正化と機動的な株主還元につきましては、2020年４月１日に自己株式の取得（取得し得る株式の総数：100,000,000株（上限）、株式の取得価額の総額：500億円（上限）、取得期間：2020年４月２日から2021年３月24日）を決議いたしましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による経営環境の変化等を総合的に勘案し、2020年５月14日に自己株式の取得の中止（終了）を決議いたしました。

当社グループは、2020年３月16日に「会社分割による持株会社体制への移行に伴う分割準備会社設立の決議、吸収分割契約書承認の決議及び定款一部変更（商号変更）の決議」を発表しており、第43回定時株主総会により承認可決されること及び必要に応じ所轄官公庁の許認可等が得られることを条件として2020年10月１日を効力発生日とした持株会社体制に移行する予定です。

［ＣＳＲについて］

ヤマダ電機グループは、社会価値を高め、社会と共に発展する企業を目指し、実体を伴った形だけではないＣＳＲ経営を継続して実践、積極的な活動を続け、持続可能な社会の実現に貢献しております。また、社会課題の解決に寄与し、企業価値を向上させる企業であり続けるためには、ＥＳＧ（環境・社会・企業統治）への配慮が必要不可欠であると認識し、対応部署を従来の「ＣＳＲ推進室 ＣＳＲ担当部」から「サステナビリティ推進室 ＳＤＧｓ推進部」に変更して積極的な取り組みを行っており、2019年12月16日にヤマダ電機としての「ＳＤＧｓ達成に向けた重要課題」の設定を公表いたしました。ヤマダ電機グループとして、ＳＤＧｓ達成に貢献するため、３つのテーマに注力し、取り組むことで、持続可能な社会の実現を目指してまいります。

『ヤマダ電機グループとしての３つのテーマ』

① 快適な住空間の提供と社会システムの確立
② 社員の成長と労働環境の改善
③ 循環型社会の構築と地球環境の保全

（ https://www.yamada-denki.jp/csr/ ）

［店舗数について］

当連結会計年度末の店舗数（海外含む）は、35店舗の新規出店、20店舗の退店により、直営店舗数990店舗（単体直営675店舗、ベスト電器169店舗、その他連結子会社146店舗）となり、ＦＣ含むグループ店舗数総計は12,858店舗となっております。

［業績のまとめ］

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高1,611,538百万円（前期比0.7％増）となりました。売上総利益は460,652百万円（前期比4.5％増）、営業利益は38,326百万円（前期比37.5％増）、経常利益は46,074百万円（前期比24.9％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は24,605百万円（前期比67.5％増）となり、前期比につきましては、増収増益となりました。

企業集団の商品の品目別売上高

（単位：百万円）

期別 / 品目別	前期（自 2018年４月１日 至 2019年３月31日）		当期（自 2019年４月１日 至 2020年３月31日）		増減（△は減少）	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
		%		%		%
家電・情報家電	1,341,511	83.8	1,349,472	83.7	7,961	0.6
非家電	259,071	16.2	262,065	16.3	2,993	1.2
合計	1,600,583	100.0	1,611,538	100.0	10,954	0.7

（注） 消費税等は含まれておりません。

② 設備投資の状況
当連結会計年度中の設備投資の総額は、21,081百万円であり、その主なものは次のとおりであります。
家電住まいる館YAMADA泉北堺インター店他新店舗等の建物及び構築物、工具器具及び備品14,711百万円、宮城県仙台市土地等5,321百万円、LABI大船他の差入保証金1,048百万円であります。

③ 資金調達の状況
当連結会計年度における設備資金としては、自己資金及び銀行からの借入金でまかないました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
当社は、2019年12月30日付で、株式会社大塚家具が第三者割当により発行した新株式及び新株予約権を引受け、同社を連結子会社といたしました。
当社の子会社である株式会社ヤマダホームズは、2020年２月28日付でエースホーム株式会社の全株式を売却し、同社は当社の子会社ではなくなりました。
当社は、2020年３月２日をもって、株式会社ヤマダ環境資源開発ホールディングスを設立し、同社の発行済株式の100％を取得し、連結子会社といたしました。

⑵ 直前３連結会計年度の財産及び損益の状況

区分＼期別	第40期 (2017年３月期)	第41期 (2018年３月期)	第42期 (2019年３月期)	第43期 (2020年３月期)
売上高(百万円)	1,563,056	1,573,873	1,600,583	1,611,538
経常利益(百万円)	66,040	47,335	36,889	46,074
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	34,528	29,779	14,692	24,605
１株当たり当期純利益	43円00銭	36円77銭	18円18銭	28円38銭
総資産(百万円)	1,159,456	1,175,568	1,184,042	1,163,494
純資産(百万円)	585,547	588,740	591,593	645,166

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
株式会社沖縄ヤマダ電機	100	100.0	家電・情報家電等の販売
コスモス・ベリーズ株式会社	100	100.0	家電・情報家電等の販売
株式会社マツヤデンキ	100	100.0	家電・情報家電等の販売
株式会社星電社	100	100.0	家電・情報家電等の販売
株式会社ヤマダフィナンシャル	50	66.0	クレジットカード事業
株式会社九州テックランド	75	100.0	家電・情報家電等の販売
株式会社シー・アイ・シー	81	84.6	産業廃棄物処理委託業務
インバースネット株式会社	122	77.1	中古パソコンの販売
株式会社Project White	10	100.0	家電・情報家電等の販売
株式会社ヤマダホームズ	9,068	100.0	戸建住宅の請負、設計及び施工、戸建分譲住宅の施工及び販売
株式会社ハウステック	350	100.0	住宅設備機器の製造・販売
株式会社ベスト電器	37,892	100.0	家電・情報家電等の販売
山田電機（瀋陽）商業有限公司	百万ドル 196	100.0	家電・情報家電等の販売
山田電機（中国）投資有限公司	百万ドル 30	100.0	投資、卸売業
株式会社ワイズセレクト	10	100.0	医薬品・日用品等の販売
株式会社ヤマダファイナンスサービス	500	100.0	住宅ローン・各種貸付の取扱
株式会社大塚家具	4,581	51.7	家具小売（収納、寝具、ダイニング、応接家具等）
株式会社ヤマダ環境資源開発ホールディングス	99	100.0	リユース・リサイクル事業及び、エネルギー開発

（注）1．株式会社ヤマダファイナンスサービスは、重要性が増したため、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

2．当連結会計年度中において株式会社大塚家具の株式を取得し、2019年12月31日をみなし取得日として連結の範囲に含めております。
3．株式会社ヤマダ環境資源開発ホールディングスは、2020年３月２日付で設立し連結子会社といたしました。

⑷ 対処すべき課題

2021年３月期につきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、国内外に大きな影響を及ぼしており、世界各国で緊急的な対応に追われ、国内経済のみならず、世界経済への長期的な影響が懸念されます。

小売業界全体としては、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行によるインバウンド需要の減少、緊急事態宣言に伴う店舗の休業や営業時間の短縮、不要不急の外出自粛に伴う来店客数の減少、生活防衛意識の高まりによる消費者マインドの低下や消費者行動の変化等により、今まで以上に厳しい状況が予想されます。

当社グループが属する家電流通市場は、新型コロナウイルス感染症の収束見通しが不明であることから低調に推移すると見られます。商品別では、４Ｋ・８Ｋ衛星放送や有機ＥＬテレビの市場拡大により映像機器は堅調に推移すると予想されます。冷蔵庫、洗濯機等の白物家電は買い替え需要に下支えられ底固く推移すると予想されます。エアコン等の季節関連商品は、夏季（６月～８月）の平均気温が平年並みになるとの予報が出ていることから、2019年夏季は７月が低温、冬季は暖冬であったことから前年同期比で増加が予想されます。パソコン等のデジタル関連商品は、テレワーク、オンライン授業等による需要が見込まれることから底固く推移すると予想されます。携帯電話は、電気通信事業法の一部を改正する法律の施行に伴う影響により、低調に推移すると予想されますが、一方で５Ｇの商用サービス普及に伴う買い替え需要が期待されます。

当社グループは、このような市場環境の中、2019年に続き、2020年度の経営スローガンに「継続的改革、革新で利益創出」を掲げ、前期に引き続き、「暮らしまるごと」提案の強化として、「家電セグメント」「関係会社家電セグメント」「住宅セグメント」「金融セグメント」「環境資源開発セグメント」「サービスセグメント」の取り組みを積極的に推進してまいります。特に、「家電セグメント」は、継続した改革による利益率改善、ヤマダ電機と大塚家具の両店舗における家電と家具・インテリアを組み合わせたシーン提案、当社グループならではのＳＰＡ商品の開発強化、新型コロナウイルス感染症の影響により、不要不急の外出自粛のための巣ごもりを楽しく・快適に過ごすための提案を行っていきます。また、「住宅セグメント」は、長期優良住宅の推進や株式会社レオハウスの子会社化を含めスケールメリット等を活かし、規模拡大を図っていきます。

当社グループは上記のような改革をさらに推進し、企業価値の向上と、持続可能な社会づくりに貢献するため、2020年10月１日予定の持株会社体制に伴う役員人事を2020年４月１日に発表しており、経営の管理・監督と業務の執行を分離し、今まで以上にグループ全体の経営効率の向上とガバナンスの強化を図り、更なる企業の持続的成長と発展を目指してまいります。

⑸ 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

当社グループは、家電・情報家電等の販売及び住まいに関する商品販売を主な事業として多店舗展開を行っており、全国に事業所を有しております。

⑹ 主要な営業所及び工場（2020年３月31日現在）

① 株式会社ヤマダ電機

北海道	35	埼玉県	32	静岡県	14	鳥取県	5	佐賀県	8
青森県	10	千葉県	33	岐阜県	10	島根県	5	大分県	5
秋田県	11	東京都	44	愛知県	29	岡山県	14	長崎県	5
岩手県	11	神奈川県	36	滋賀県	9	広島県	16	熊本県	4
宮城県	20	新潟県	21	大阪府	22	山口県	14	宮崎県	13
山形県	11	富山県	13	京都府	8	愛媛県	8	鹿児島県	8
福島県	14	石川県	9	兵庫県	20	高知県	9		
栃木県	16	福井県	6	三重県	11	香川県	9		
茨城県	18	長野県	19	奈良県	6	徳島県	5		
群馬県	20	山梨県	6	和歌山県	6	福岡県	27	合計	675

② 株式会社沖縄ヤマダ電機

沖縄県	7							合計	7

③ 株式会社マツヤデンキ

北海道	9	千葉県	4	大阪府	20	香川県	3	福岡県	1
岩手県	1	東京都	1	京都府	6	徳島県	3		
山形県	1	新潟県	1	兵庫県	5	高知県	1		
福島県	1	愛知県	13	奈良県	1	熊本県	4		
埼玉県	1	滋賀県	2	岡山県	5	鹿児島県	1	合計	84

④ 株式会社星電社

兵庫県	7							合計	7

⑤ 株式会社九州テックランド

福岡県	5	大分県	5	熊本県	7				
佐賀県	1	長崎県	1	鹿児島県	11			合計	30

⑥ 株式会社Project White

北海道	1	愛知県	1	福岡県	1				
東京都	6	大阪府	2					合計	11

⑦　株式会社ワイズセレクト

東京都	6							合計	6

⑧　株式会社ベスト電器（連結子会社含む）

北海道	6	神奈川県	5	岡山県	1	佐賀県	9	沖縄県	9
岩手県	1	長野県	1	山口県	4	大分県	11	ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ	13
埼玉県	3	静岡県	1	香川県	1	長崎県	13	ﾏﾚｰｼｱ	8
千葉県	2	大阪府	1	徳島県	1	熊本県	19		
東京都	1	島根県	3	福岡県	47	宮崎県	9	合計	169

⑨　山田電機（瀋陽）商業有限公司

中国	1							合計	1

⑺ **使用人の状況**（2020年３月31日現在）

①　企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
19,985（9,496）名	1,132名増（24名減）

（注）　使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②　当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
10,539（7,709）名	107名増（35名減）	39.6歳	12.7年

（注）　使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（2020年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	79,661百万円
株式会社三井住友銀行	40,754
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	39,845
みずほ信託銀行株式会社	25,167
株式会社東和銀行	11,719
株式会社群馬銀行	11,698
株式会社八十二銀行	11,610
株式会社北越銀行	3,870
株式会社西日本シティ銀行	2,831
三井住友信託銀行株式会社	1,023

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

当社は、2020年３月16日開催の取締役会において、2020年10月１日を目途に、会社分割（以下「本吸収分割」といいます。）により持株会社体制に移行するため、分割準備会社として株式会社ヤマダ電機分割準備会社（以下「本分割準備会社」といいます。）を設立すること、並びに第43回定時株主総会により承認可決されること及び必要に応じ所管官公庁の許認可等が得られることを条件として、本分割準備会社との間で吸収分割契約を締結することを決議いたしました。併せて、当社は本吸収分割の効力が生じることを条件に、2020年10月１日付で当社の商号を「株式会社ヤマダホールディングス」に変更することを決議いたしました。なお、本分割準備会社についても2020年10月１日付で商号を「株式会社ヤマダ電機」に変更予定であります。

また、2020年３月24日開催の取締役会において、株式会社ナックの連結子会社である株式会社レオハウスの発行済株式の全部を譲り受けることを目的とする基本合意書を締結することを決議し、同日株式会社ナックと基本合意書を締結し、2020年５月14日付で全株式を取得いたしました。

2．会社の現況

(1) **株式の状況**（2020年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　2,000,000,000株
② 発行済株式の総数　966,489,740株
③ 株主数　271,795名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社テックプランニング	65,327	7.42
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	59,513	6.76
ゴールドマンサックスインターナショナル（常任代理人　ゴールドマン・サックス証券株式会社）	58,900	6.69
ソフトバンクグループ株式会社	48,324	5.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	45,534	5.17
山田　昇	28,924	3.29
ステート　ストリート　バンク　ウェスト　クライアント　トリーティー　５０５２３４（常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部）	21,261	2.41
エムエルアイ　フォークライアントジェネラル　オムニノンコラテラルノントリーティーピービー（常任代理人　メリルリンチ日本証券株式会社）	19,003	2.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	17,699	2.01
株式会社群馬銀行	17,410	1.98

（注）１．当社は、自己株式を86,038千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑵ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年３月31日現在）

会社における地位	担当	氏名
代表取締役会長		山田　昇
代表取締役副会長	代表執行役員	一宮忠男
取締役	執行役員副会長	桑野光正
代表取締役社長	代表執行役員	三嶋恒夫
取締役	執行役員副社長	飯塚裕恭
取締役	執行役員専務経営企画室長兼ｻｽﾃﾅﾋﾞﾘﾃｨ推進室長	岡本　潤
取締役	執行役員常務IT事業本部長兼ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ事業部長	小林辰夫
取締役	執行役員常務法務室長	樋口春彦
取締役	執行役員常務営業商品本部長	上野善紀
取締役	上席執行役員開発本部長兼店舗施工管理部長	福田貴之
取締役	上席執行役員秘書室長兼人事総務本部長	小暮めぐ美
取締役	上席執行役員管財本部長	福井　章
取締役		得平　司
取締役		福山裕幸
監査役（常勤）		五十嵐　誠
監査役		高橋正光
監査役		飯村　北

（注）１．取締役得平　司氏及び福山裕幸氏は、社外取締役であります。
２．監査役高橋正光氏及び飯村　北氏は、社外監査役であります。
３．当社は各社外取締役及び各社外監査役を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．当事業年度末に係る役員の重要な兼職状況は、以下のとおりであります。

区分	氏名	兼職する他の法人等	兼職の内容
代表取締役	山田　昇	㈱テックプランニング	代表取締役
代表取締役	一宮忠男	㈱テックプランニング	監査役
取締役	桑野光正	㈱ヤマダ環境資源開発ホールディングス	代表取締役
取締役	岡本　潤	㈱ベスト電器 ㈱ヤマダホームズ ㈱ヤマダファイナンスサービス	取締役 取締役 取締役

区分	氏　名	兼職する他の法人等	兼職の内容
取締役	小林辰夫	コスモス・ベリーズ㈱ ㈱ベスト電器 ㈱Project White ㈱ワイズセレクト	取締役 取締役 取締役 取締役
取締役	樋口春彦	㈱テックプランニング ㈱シー・アイ・シー コスモス・ベリーズ㈱	取締役 取締役 取締役
取締役	上野善紀	㈱九州テックランド ㈱マツヤデンキ ㈱星電社	取締役 取締役 取締役
取締役	福田貴之	㈱九州テックランド ㈱ベスト電器	取締役 取締役
取締役	福井　章	㈱ヤマダホームズ ㈱ヤマダフィナンシャル ㈱ヤマダファイナンスサービス	取締役 取締役 取締役
取締役	得平　司	㈱クロス ㈲フィック	代表取締役 代表取締役
取締役	福山裕幸	福山裕幸技術士事務所	代表
監査役	五十嵐　誠	㈱沖縄ヤマダ電機 ㈱シー・アイ・シー インバースネット㈱ コスモス・ベリーズ㈱ ㈱マツヤデンキ ㈱星電社 ㈱ヤマダフィナンシャル ㈱九州テックランド ㈱ワイズセレクト ㈱Project White ㈱ハウステック ㈱ヤマダホームズ ㈱ベスト電器 ㈱テックプランニング ㈱ヤマダファイナンスサービス ㈱ヤマダ環境資源開発ホールディングス	監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役 監査役
監査役	高橋正光	ひかり税理士法人 ㈲高橋税務経営事務所	代表社員 代表取締役
監査役	飯村　北	名取法律事務所 マルハニチロ㈱	シニアパートナー 社外取締役

5．社外監査役高橋正光氏は、税理士と中小企業診断士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏　　名	退　任　日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職状況
新　井　仁	2019年４月１日	辞任	取締役

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	員　数	報酬等の額
取締役	15名	985百万円
（うち社外取締役）	(2)	(10)
監査役	3	31
（うち社外監査役）	(2)	(10)
合　計	18	1,016

（注）１．上記には当事業年度中に辞任した取締役１名が含まれております。
２．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
３．取締役の報酬限度額は、2008年６月27日開催の第31回定時株主総会において年額750百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、別枠で、2016年６月29日開催の第39回定時株主総会において、株式報酬型ストックオプション報酬額として年額450百万円以内と決議いただいております。さらに、別枠で、2019年６月27日開催の第42回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための報酬額として年額450百万円以内と決議いただいております。
４．監査役の報酬限度額は、2006年６月29日開催の第29回定時株主総会において年額68百万円以内と決議いただいております。
５．上記報酬等の額には、以下のものが含まれております。
・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額123百万円（取締役12名）。
・当事業年度における株式報酬型ストックオプションのための報酬351百万円（取締役13名）。

④ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
・取締役得平　司氏は、株式会社クロスの代表取締役及び有限会社フィックの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
・取締役福山裕幸氏は、福山裕幸技術士事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
・監査役高橋正光氏は、ひかり税理士法人の代表社員及び有限会社高橋税務経営事務所の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役飯村　北氏は、弁護士法人西村あさひ法律事務所の社員でありましたが、2020年１月１日より名取法律事務所のシニアパートナーであります。当社は、同氏より必要に応じて法律上のアドバイス等を受けておりますが、その年間取引規模はそれぞれ当社連結売上高の弁護士法人西村あさひ法律事務所については0.0006％未満、名取法律事務所については0.0002％未満とごくわずかであることから、特別の利害関係を生じさせる重要性はないものと考えております。また、同氏はマルハニチロ株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

		取締役会（21回開催）		監査役会（12回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	得平　司	21回	100％	－回	－％
取締役	福山裕幸	21回	100％	－回	－％
監査役	高橋正光	20回	95％	11回	92％
監査役	飯村　北	20回	95％	11回	92％

・取締役会及び監査役会における発言状況

１．取締役得平　司氏は、長年にわたる流通業界指導者としての豊富な経験に基づき、当社の経営に対して有益なご意見やご指摘をいただいております。

２．取締役福山裕幸氏は、経営者としての豊富な経験及び幅広い見識を有しており、また、モノづくりを中心とした環境対応、地域貢献等、ＣＳＲの観点からも当社の経営に対して有益なご意見やご指摘をいただいております。

３．監査役高橋正光氏は、主に税理士の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

４．監査役飯村　北氏は、弁護士としての公正・中立な立場から、豊富な経験と優れた見識に基づき、異なる観点から経営に関するご意見をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス及び経営に貢献いただいております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑶ 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支　払　額
当社が会計監査人に支払うべき公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	78百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	160百万円

（注）１．当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
３．当社の一部の子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務として、財務デューー・ディリジェンス業務等を委託しております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

連結貸借対照表

（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**545,475**	**流動負債**	**298,547**
現金及び預金	48,939	支払手形及び買掛金	103,328
受取手形及び売掛金	59,860	短期借入金	53,730
営業貸付金	2,222	１年内返済予定の長期借入金	53,224
商品及び製品	384,247	リース債務	4,405
仕掛品	4,815	未払法人税等	9,343
原材料及び貯蔵品	3,766	賞与引当金	8,354
その他	43,527	役員賞与引当金	129
貸倒引当金	△1,904	ポイント引当金	13,164
固定資産	**618,019**	完成工事補償引当金	641
有形固定資産	**421,202**	関係会社整理損失引当金	606
建物及び構築物	202,638	その他	51,618
土地	192,742	**固定負債**	**219,781**
リース資産	13,732	長期借入金	123,939
建設仮勘定	839	リース債務	11,819
その他	11,249	役員退職慰労引当金	1,048
無形固定資産	**33,697**	商品保証引当金	7,658
投資その他の資産	**163,119**	利息返還損失引当金	32
投資有価証券	5,253	商品券等回収引当金	123
長期貸付金	2,816	退職給付に係る負債	30,342
退職給付に係る資産	1,579	資産除去債務	34,306
繰延税金資産	29,722	その他	10,509
差入保証金	95,360	**負債合計**	**518,328**
その他	30,500	**純資産の部**	
貸倒引当金	△2,113	**株主資本**	**634,891**
資産合計	**1,163,494**	**資本金**	**71,058**
		資本剰余金	**84,059**
		利益剰余金	**517,943**
		自己株式	**△38,170**
		その他の包括利益累計額	**245**
		その他有価証券評価差額金	**△732**
		為替換算調整勘定	**437**
		退職給付に係る調整累計額	**540**
		新株予約権	**1,872**
		非支配株主持分	**8,157**
		純資産合計	**645,166**
		負債・純資産合計	**1,163,494**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**1,611,538**
売上原価	**1,150,885**
売上総利益	**460,652**
販売費及び一般管理費	**422,326**
営業利益	**38,326**
営業外収益	**15,242**
受取利息	725
仕入割引	4,267
受取賃貸料	3,820
売電収入	1,915
その他	4,512
営業外費用	**7,494**
支払利息	1,399
為替差損	944
賃貸費用	3,071
売電費用	815
その他	1,263
経常利益	**46,074**
特別利益	**5,230**
固定資産売却益	158
投資有価証券売却益	1,709
負ののれん発生益	2,721
その他	641
特別損失	**12,899**
固定資産処分損	205
減損損失	8,742
その他	3,951
税金等調整前当期純利益	**38,406**
法人税、住民税及び事業税	13,009
法人税等調整額	820
当期純利益	**24,576**
非支配株主に帰属する当期純損失	28
親会社株主に帰属する当期純利益	**24,605**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月15日

株式会社ヤマダ電機
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
北関東事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮　木　直　哉	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	御　厨　健太郎	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福　島　　力	㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ヤマダ電機の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマダ電機及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第43期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

２．監査の結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月18日

株式会社ヤマダ電機　監査役会

常勤監査役　五十嵐　誠　㊞

監査役　高橋正光　㊞

監査役　飯村北　㊞

（注）監査役高橋正光及び監査役飯村　北は会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**417,408**	**流動負債**	**243,928**
現金及び預金	24,753	支払手形	74
受取手形及び売掛金	42,349	買掛金	79,136
商品及び製品	297,470	短期借入金	55,733
原材料及び貯蔵品	1,519	１年内返済予定の長期借入金	49,853
関係会社短期貸付金	26,681	リース債務	1,405
前払費用	5,703	未払金	14,590
未収入金	19,229	未払費用	3,323
１年内回収予定の差入保証金	4,333	未払法人税等	6,475
その他	1,825	前受金	4,996
貸倒引当金	△6,458	賞与引当金	6,500
固定資産	**581,659**	役員賞与引当金	123
有形固定資産	**357,418**	ポイント引当金	12,035
建物	168,762	その他	9,680
構築物	2,897	**固定負債**	**189,629**
機械及び装置	701	長期借入金	118,813
車両運搬具	14	リース債務	5,424
工具器具及び備品	8,413	退職給付引当金	24,097
土地	171,081	商品保証引当金	5,321
リース資産	5,113	資産除去債務	30,249
建設仮勘定	433	その他	5,723
無形固定資産	**32,148**	**負債合計**	**433,558**
借地権	31,144	**純資産の部**	
その他	1,003	**株主資本**	**564,320**
投資その他の資産	**192,092**	**資本金**	**71,058**
投資有価証券	2,654	**資本剰余金**	**83,465**
関係会社株式	43,101	資本準備金	70,977
関係会社長期貸付金	23,472	その他資本剰余金	12,488
長期前払費用	5,291	**利益剰余金**	**447,967**
繰延税金資産	30,009	利益準備金	312
差入保証金	80,653	その他利益剰余金	447,655
その他	17,782	別途積立金	435,000
貸倒引当金	△10,871	繰越利益剰余金	12,655
		自己株式	**△38,170**
		評価・換算差額等	**△655**
		その他有価証券評価差額金	**△655**
		新株予約権	**1,844**
		純資産合計	**565,509**
資産合計	**999,067**	**負債・純資産合計**	**999,067**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**1,405,451**
売上原価	**1,046,913**
売上総利益	**358,538**
販売費及び一般管理費	**333,707**
営業利益	**24,830**
営業外収益	**13,502**
受取利息	932
仕入割引	4,223
受取賃貸料	3,135
売電収入	1,686
その他	3,524
営業外費用	**6,990**
支払利息	1,136
為替差損	651
賃貸費用	2,816
売電費用	703
貸倒損失	1,011
その他	671
経常利益	**31,342**
特別利益	**1,656**
投資有価証券売却益	1,656
特別損失	**14,854**
固定資産処分損	100
減損損失	7,156
関係会社株式評価損	5,527
その他	2,071
税引前当期純利益	**18,144**
法人税、住民税及び事業税	8,990
法人税等調整額	688
当期純利益	**8,465**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月15日

株式会社ヤマダ電機
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
北関東事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮　木　直　哉	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	御　厨　健太郎	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福　島　　力	㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ヤマダ電機の2019年４月１日から2020年３月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月18日

株式会社ヤマダ電機　監査役会

常勤監査役　五十嵐　誠　㊞

監査役　高橋　正光　㊞

監査役　飯村　北　㊞

（注）監査役高橋正光及び監査役飯村　北は会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

メ　モ

メ　モ

メ　モ

メ　モ

メ　モ

メ　モ

定時株主総会
会場ご案内図

日時

2020年６月26日(金曜日)
午前10時　開会
(午前９時　受付開始)

会場

群馬県高崎市栄町１番１号
株式会社ヤマダ電機　本社
12階 コンベンションホール

交通機関

・ＪＲ「高崎駅」東口より
徒歩約１分
・関越自動車道「高崎ＩＣ」より
約20分

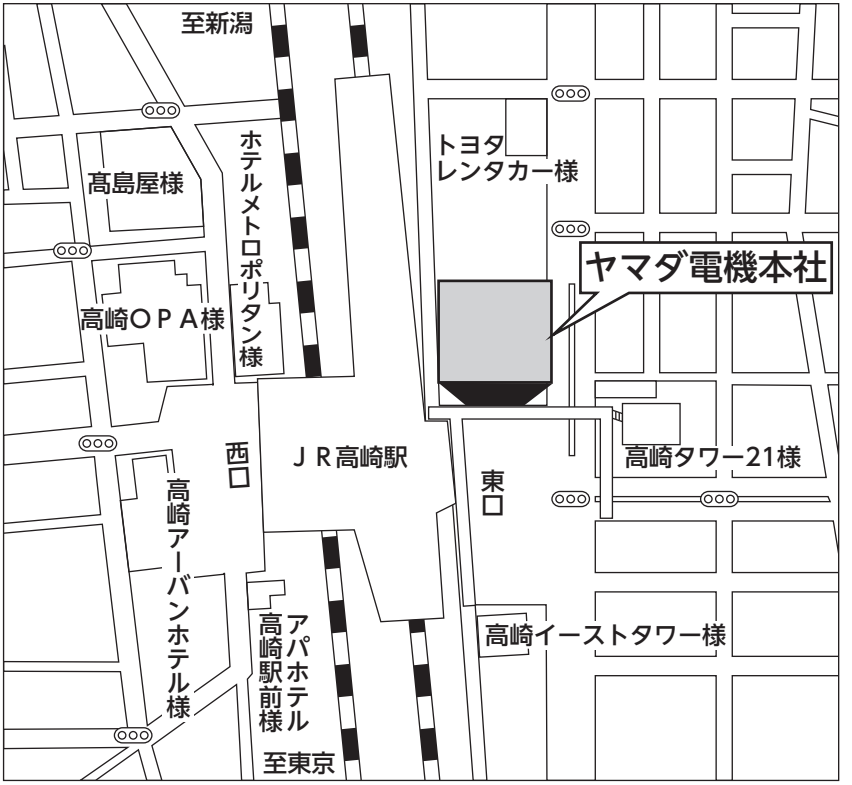

※本株主総会では、お土産のご用意はございませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

お車でお越しの方へ

● お車でお越しの際は、本社(店舗:LABI1 LIFE SELECT 高崎)の立体駐車場**7階～9階**をご利用ください。

なお、午前10時までに2階～6階へ駐車された場合は、当社の店舗が開店しておりませんので、夜間通用口からエレベーターで１階まで降りていただき、本社１階入口より入館してください。
また、お帰りの際は、店舗内のエレベーターにて駐車された階までお戻りください。

● ＪＲ「高崎駅」周辺の道路は、交通渋滞の発生が見込まれますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。